

名古屋市健康福祉局と中外製薬株式会社との連携と協力に関する協定

名古屋市健康福祉局（以下、「甲」という。）と中外製薬株式会社（以下、「乙」という。）は、社会福祉、社会保障及び保健衛生に関する施策を推進するため、以下のとおり連携と協力に関する協定（以下、「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲と乙が相互に緊密な連携と協力を行うことにより、社会福祉、社会保障及び保健衛生に関する施策の推進に資することを目的とする。

（連携内容）

第2条 甲と乙は、前条の目的を達成するため、双方協議のうえ定めた次の連携項目（以下、「連携事項」という。）について、連携・協力する。

（1）健康づくり・予防医療の推進

（2）認知症の人や家族への支援

2 甲は、連携事項の一部を、乙と協議のうえ、乙を通じて乙の関係会社を実施するよう協力を求めることができる。

3 甲及び乙は、連携事項を効果的に実施するため、定期的に協議を行うものとし、連携事項の具体的な実施事項については、甲乙合意のうえ、決定する。

（確認事項）

第3条 甲及び乙は、本協定の締結が、第三者と連携・協力することを妨げるものではないことを確認する。

（協定の変更）

第4条 甲又は乙のいずれかが、本協定の内容の変更を申し出たときは、協議のうえ、本協定の変更を行うものとする。

（期間）

第5条 本協定の有効期間は、令和2年3月31日までとする。ただし、有効期間満了日の1ヶ月前までに、甲乙いずれからも解約の意思表示がないときは、自動的に1年間延長されるものとし、以後も同様とする。

2 甲又は乙は、前項の有効期間内にかかわらず、解約予定日の1ヶ月前までに書面により相手方へ通知することにより、本協定を解約できるものとする。

（守秘義務）

第6条 甲及び乙は、第2条第2項に定める乙の関係会社に対して、連携事項実施に必要な範囲内で情報提供する場合を除き、連携事項の実施に当たって知り得た相手方の機密情報を、その承認を得ないで他に漏らす事があるてはならない。

（協議）

第7条 本協定に定めのない事項又は本協定の内容に疑義が生じたときは、甲及び乙が協議して定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙が記名押印のうえ各自その1通を保有する。

令和元年5月1日

甲：名古屋市中区三の丸三丁目1番1号
名古屋市健康福祉局
局長 海野 稔 博

乙：名古屋市中区丸の内三丁目20番17号
KDX桜通ビル8F
中外製薬株式会社
東海北陸統括支店 統括支店長 名 倉 正 仁